別紙様式１４

東北農政局入札等監視委員会　審議概要

（ホームページ掲載日：　令和７年８月２９日）

開催日及び場所				令和７年６月１８日(水)　仙台合同庁舎A棟7階会議室
委員				大泉 裕一（公認会計士・税理士）　齋藤　信一（弁護士） 佐藤 亮（ジャーナリスト）
審議対象期間				令和６年１０月１日～令和７年３月３１日
審議対象案件				２８７件　うち、１者応札案件 ２２件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　３件
抽出案件				6件　うち、１者応札案件　5件 （抽出率 2.1%）　（抽出率 22.7%） 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件 （抽出率　－%）
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件　うち、１者応札案件　２件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		指名競争	公募型指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			工事希望型指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			その他の指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		随意契約		0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
	業務	一般競争		1件　うち、１者応札案件　１件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		指名競争	公募型指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			簡易公募型指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			その他の指名競争	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			簡易公募型プロポーザル	1件　うち、１者応札案件　１件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			標準型プロポーザル	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
			その他の随意契約	0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
	物品役務	一般競争		1件　うち、１者応札案件　１件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		指名競争		0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		随意契約（企画競争・公募）		0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
		随意契約（その他）		0件　うち、１者応札案件　０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件
	（特記事項） なし。			

<table>
<tr><td rowspan="2">委員からの意見・質問、それに対する回答等</td><td>意見・質問</td><td>回答等</td></tr>
<tr><td>（詳細に記述すること。）
別紙のとおり。</td><td>（詳細に記述すること。）
別紙のとおり。</td></tr>
<tr><td>委員会による意見の具申又は勧告の内容

［これらに対し部局長が講じた措置］</td><td colspan="2">なし。

なし。</td></tr>
</table>

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別　紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意　見・質　問	回　答　等
＜工事編＞	
（最上川下流左岸農業水利事業　毒蛇排水路補修（その８）工事）	
変更契約の内容は何か。	仮設数量の精査による敷鉄板の増、交通安全誘導員の追加である。
変更契約はどのように行うのか。	変更については受注者と協議により変更内容を確認の上、変更に関する見積り合せを行い変更契約している。
変更になったので、もう一度入札をやり直すということはあるのか。	契約内容が変更になったので、入札をもう一度やり直すというのは考えにくい。
変更した金額はどのように決まるのか。	契約書に基づき書面で協議している。追加の工事内容や数量等及び概算金額を示し協議する。 受注者より、追加工事について対応できないと言われれば別件で発注する。協議が整えば変更契約の手続を行う。
応札者のほとんどが予定価格超過となっている。こういうことは普通にあるのか。	普通かと問われれば、そうではないということになる。 当該地域は豪雨被害により、技能労働者や資材に対しての需要が急増した。 それが入札価格に反映したものと推察される。
現地の資材価格とかは予定価格に反映されないのか。	豪雨災害発生は７月であり、参考見積りや公告の時期で反映できないこともあるが、極力現場条件に合わせるようにしている。
国民の財産であり良質な工事が必要である。業者の利幅が薄くなれば、そういう面にしわ寄せがくることも考えられる。財政圧縮もわかるがそういうところをどう考えるか。	いたずらに利益を圧迫するようなことはしない。発注者としても適正な価格で工事をしてもらいたい。

他者より高い価格で入札している者がいるが何故か。 歩掛とか資材価格の改定はどのぐらいで行っているのか。 急な物価高騰により随時改定するということはないのか。	資材価格等は公表している。予定価格に近い価格を積算することは可能である。入札業者が、積算を間違ったということも考えられるが不明である。 労務単価、歩掛は年１回、資材価格は毎月である。 インフレ、物価高騰などの場合、契約書の規定により協議して変更することがある。
（会津北部農業水利事業　関柴幹線制水工排泥施設造成他工事）	
応札者が１者となった理由は何か。 どうして冬場に発注しなくてはならないのか。 地元の業者が落札しているが地元の業者でないと対応できないのか。 他の工事と合わせて発注はできないのか。	現場条件が厳しい山間部であり、冬場の施工が主となる工事である。 当該事業では地元の土木業者が受注するような価格の工事を発注してこなかった。そのため、なじみが薄く応札者が少なかったものと推察される。 かんがい期間は４月下旬から９月上旬であるため、どうしても冬場の工事となる。 ある程度の金額であれば大手が参加するが、当該工事価格だと地元業者の参加が多い。 事業も終盤で残工事も限られており、本工事内容で発注した。
（和賀中央農業水利事業　下堰幹線用水路他計装機器整備工事）	
１者辞退した理由は何か。	既存の水管理システムとの接続おいて、既存システムの構成の確認が必要である。その費用や工期を勘案して辞退されたものと考えている。

システムが特殊ということか。	特殊というより、システムを組み立てた者が熟知しており有利ということである。
一般的に何か工事をしてそれをまた改修するのであれば、最初に工事をした者が有利ということか。	電機設備のシステム関係であれば有利といえると考えられる。
辞退したのは費用がかかるからということか。	費用面であったり、時間であったり総合的に勘案して辞退されたと考えられる。
時間というのも費用の問題ということでしょうか。	既設のメーカーでなければ、システムを最初から解析しなければならなく、それにかかる時間が工期内では間に合わない場合がある。
この工事の落札率 84%は低いように思うが、何か理由があるのか。	関連工事が令和６年に完成しており、本工事の内容を理解する技術者をすぐに配置できるため、経費面の削減ができたのではないかと推察される。
最初に施工した業者でなければ、メンテナンスが難しいとなれば、実情その業者との契約しかできないことになるのではないか。	今回は、システムの中に接続する作業があるため困難であるが、通常のメンテナンスであれば地元の電気通信業者等でも可能である。
メンテナンス費用も含めて入札し、費用を抑えることはできないのか。	予算的な制約等がある。
＜測量・建設コンサルタント等業務編＞	
（成瀬皆瀬国営施設応急対策事業　皆瀬ダム取水施設実施設計（その３）業務）	
建設発生土受入地の検討、工事の発注にどれだけ金額がかかるかという業務であるが、発注側でできないのか。また、この業者の算定した概算額は適正であるのか。業務発注の必要性、業務成果の妥当性について教えてほしい。	建設発生土をそのまま置くだけでは雨で流されたりするので、ある程度形状を保つように安定計算等を行う。 また、受入地には沢もあるので、排水処理をしないとならない。これら受入地の検討は町との協議事項でもあり、本業務で検討した。

受注業者が土を置く場所はここが良いといったから採用するというと、何か違うような気がする。自分たちで場所を決め、計算し発注したほうが良いのではないか。 工事を発注したときに工事業者に頼めばよいのではないか。 コンサルが算出した概算額と工事の予定価格の関係を伺いたい。コンサルは予定価格を知っているということか。 そうであれば、概算金額は業務を発注しなくても算定できるのではないか。 自分たち独自で算定はできないのか。	土を置く場所は、発注者側が検討し決める。 場所は沢地であるので、沢水の排水処理も検討している。 工事の発注時には、建設発生土をどこで、どのように処理するかを示した上で入札を行う。設計がなければ金額を算出できず入札ができない。 コンサルが算出した工事の概算額がそのまま予定価格となるわけではなく、必要なものは参考見積りを徴取し、その価格を評価した上で予定価格に反映させている。 発注前に概算額を把握していないと予算要求等ができない。 件数が１件であればできないこともないが、多数の工事があり、業務契約の中で当該工事に要する概算費用を算出している。
（浅瀬石川二期農業水利事業　浅瀬石川二期地区畑作等営農推進検討（その４）業務）	
水稲から高収益作物への転換は減反政策が影響しているのか、それとも水稲に向いていない地区なのか。 本地区における営農者の営農収入とそれ以外の収入の割合はわかるか。 営農収入を高めるにはどうすればよいかというのは営農者が考えるべきである。 その上で市町村等に要望等するのではないのか。 農業政策を受注者に依頼するのは何かおかしいのではないか。	水稲が農地の 3/4 を占めているが利益は過半もいかない。 収入を高めるため、本地区内で高収益作物をいかに導入していくかということを検討している。 本地区限定のデータは持ち合わせていない。 国営事業を実施するには、営農計画を立てなければならなく、計画策定後も本計画の後押しをしている。 畑地農業振興会は、畑地農業の技術普及を行っている団体である。

この団体が農業政策にどういう知見なり経験をもっていて、これまで何をしてきたか教えてほしい。 この団体の構成員、役員等はどういった方なのか、所在地等を知りたい。 主にどういった実績があるのか。 業務の成果はもう出ているのか。 その成果物は、今どのように営農に反映されているのか。 このような業務を受注できる者は全国でどれぐらいあるか。 農政局では、このような業務の実績がどのぐらいあるのか。 次回の委員会の際に教えてほしい。 参考見積りを徴取した他の業者が参加しないのは、業務価格が要因か。 この団体は、工事に直接関係のある調査等の業務は行わず、今回のような業務を行っているのか。	畑作営農の推進をする上で、本業務内容を取りまとめをする業務遂行能力はある。 構成員の情報は今持ち合わせていない。所在地は東京である。 畑作営農に関する調査研究の実績を有している。 成果物は引き渡されている。 全国の優良事例等に関する広報資料を作成している。また、インスタグラムを開設し、情報を発信している。 全国で何社かという情報は今持ちあわせていないが、10 社以上はある。参考見積りは５者徴取している。 今情報を持ち合わせていない。 了解した。 そういうことも考えられる。 今回のような業務の実績は比較的多いと思うが、工事に直接関係のある調査等の実績がないかは断言できない。
＜物品・役務編＞	
（令和６年度排水ポンプ等点検整備業務）	

点検整備の点検とは問題がないかを点検することで、整備とは問題があったところを直すということか。	整備は、注油するとか消耗品を交換するということである。
クボタのポンプをエスケーサービスができないのはなぜか。	クボタ社製は特殊な排水（水中）ポンプ（軽量かつ大容量）と制御盤が一体となった特殊なものである。
点検整備をするポンプのメーカーを教えてほしい。	荏原製作所、鶴見製作所、櫻川ポンプ製作所、西島製作所である。
これらのポンプはパッケージではなく、単品か。	ポンプ、発動機、制御盤の単品である。
変更で１．５倍ほど増額しているがこれはどういうことか。	災害で貸し出していたポンプが返却され、点検整備台数が増えたためである。
参考見積りを提出された者を教えてほしい。	荏原製作所、桜川ポンプ製作所である。
安価というのは良いのだろうが、品質というか結果について担保するということをどう考えるか。	当該受注者は以前から受注実績がある。 今まで何の問題もない。